



表紙写真／刈込池
(撮影／青木 誠)

【主な内容】
 /// ふるさとの環境自慢 ///
 今庄町板取 「板取の宿」
 /// エッセイ ///
 「知る」ことから「理解すること」へ
 ～新しい学びへの手ごたえ～
 坂本 均 さん
 /// 特集 ///
 耐久消費財のリサイクルを考える
 ～循環型社会の形成に向けて2～

● ふるさとの環境自慢
 (今庄町板取) 「板取の宿」



北陸自動車道今庄インターチェンジから、国道365号線を滋賀県方面へ進む。傍らには日野川が流れており、思ったより視界は開けている。途中、大門のあたりで国道は大きく右へカーブし、左には県道広野大門線が分かれて伸びている。県道の先には広野ダム、そしてその奥には登山道が続く、それを登ると夜叉ヶ池へとたどり着く。日野川は、ちょうどその分岐点あたりで県道に沿うように上流が左へと伸びている。今回は日野川をさかのぼることなく、国道をさらに奥へと車を進める。国道の傍らには、日野川の支流の孫谷川が寄り添う。谷合の道を進むに連れて、アップダウンがきつくなり、窓の外には山が近く映る。県道との分岐点から4～5キロほど進んだところで、右手に細い石畳の道が大きな柵の向こうへと伸びている。

ここが、板取の宿の玄関口である。戦国時代、柴田勝家が北の庄の城主となった際に、主君である織田信長のいる安土への近道として、栃ノ木峠の道を改修した。以来、人馬の往来が頻繁となったため、重要な関所の地として、板取宿が置かれたという。

江戸時代、初代福井藩主となった結城秀康により、ここに関所が設けられ、往来する旅人を取り締まった。

石畳の道を門の内側へ進むと、昔ながらの茅葺きの家が並び、今にも関所の番人が出てきそうに感じられる。

民家の茅葺き屋根は、甲造りといわれる珍しいものだそう。

ところどころ苔むしたり、草が生えたりしているのが、なんとも不思議な風景である。

軒下には、早くも冬支度であろうか、薪が高く積まれている。

今庄は、奥越と並んで雪の多い所である。昨冬は久しぶりの大雪で、いろいろと大変なこともあった。

今年の雪の具合はどうだろうか。

紅葉にはまだ少し早かったため、向こうに見える山も青いままだしたが、やがて燃えるように赤く色づき、そのあとには、雪がまるで水墨画のような景色を作りあげていくのだろうか。

石畳の道を登りきると、そこは、スキー場へと続く道。

昔は、冬になると往来する人が減っただろうが、今では、冬の方がにぎやかなのかもしれない。

再び、登り口の門へと戻り、道を眺めてみる。

今でも、山の向こうへと、峠を越える道が伸びているような気がした。



北陸自動車道今庄ICから車で約20分

★ふるさとの環境自慢募集中！！★
 皆さんの故郷自慢で1ページを飾りませんか。千字程度の原稿に地図・写真を添付して応募してください。場所の紹介だけでも結構です。採用された方には記念品をお送りします。

● エッセイ
 「知る」ことから「理解すること」へ
 ～新しい学びへの手ごたえ～
 GNOM自然環境教育事務所代表 坂本 均 さん



ある夏の日……「ねえお父さん！今日どこかに連れてって？」子ども達が暇そうに言葉を投げかけてきた。う～んそうだな＝実は今年の夏は「身近な水辺の自然探偵団」という水辺の生き物調べをやろうと決めていた＝よし！みんな虫取りに行こうか？「え～どんな虫？」そうだなー「タイコウチにカエルやゲンゴロウ」「エーッ！虫ってクワガタやカブトムシやセミじゃないの？」うん、昆虫といっても水の中に棲む昆虫もいれば、大きくなって陸に上がって生活する昆虫もいるんだ。それに、メダカやドジョウなどもいるぞー！「へー！」と驚く子ども達の顔には少しずつドキドキワクワクしたような表情が表れ始めた。1番上の小学校4年生の息子はなかなかの物知りで、小さい頃から図鑑などを眺めていたためか、どんな生き物が水生昆虫なのかは私よりもよく知っていた。知っていることを体験して理解する絶好の機会だと考えてもいた。「ヤッターサンチー（賛成）！サンチー！」と小さな2歳の子どもの声も喜びを言葉にしていた。さてさて、早速子ども達に準備を手伝ってもらった。網・昆虫を入れるケース・虫メガネ・図鑑一通りそろえて、サアー出発！「とろでどこへ行くの？」というので、どんなところに水生昆虫はいるのかな？すると「水のあるところっていうと田んぼかな？」と長男！よし、それ

じゃー山のほうの田んぼに行ってみようか？ということで山際の田んぼへ……田んぼには水がある！そう思っていた長男は「お父さん、水がないよ」田んぼの周囲に畦道はなく、変わりにコンクリの水路がある。水路と田んぼのつながりにはフタのようなものもあり、水路の水はとても急な流れだ。しばらく何か居ないかと子ども達は捜し歩き回った結果、アマガエルを発見したようで「カエルいた！カエルいた」、少し先では、わずかに残っていた畦の外側のたまりに網を降ろして、土と一緒にさらってみると「ガムシ・水カマキリ・カニ」などの生き物が息絶していた。これに気を良くした子ども達は幾つもの田んぼを歩き回った。しかし、トノサマガエルは結構発見したが、段々と飽きたようで、トンボを追い掛け回し始めた。長男が「こういう風な田んぼはあんまりないね！」という。数メートルはなれた場所には川も流れていたが、「ウワァ～これじゃ降りられないよ！」と三面をコンクリで固められた川にビクビクしていた。流れも結構急だし＝子ども達に生き物達に触れてもらい、私たちが小さい頃体験したようなひと時を過ごせないかな？と提案したのだが、どう感じてくれたらうか？……今は秋、私の立っている場所は、あの夏の日に子ども達と調べた田んぼだ。トンボたちが結構たくさん飛んでいる。あの頃一箇所でもしか発見できなかったヤゴたちが飛び回っているのだろうか？流れの緩やかな（又は止水）泥土のある場所に棲息するヤゴたちを、来年も同じ場所で発見する喜びを子ども達は体験できるだろうか？長男は、急な川の流れと、畦道と泥と土で作られた水路のない田んぼには生き物はあんまりいない！といった。このトンボたちがどこでどんな風に産卵して成長していくのか？文献等を調べると簡単に「知る」事が出来るだろう。しかし、「理解」することにつながるだろうか？目を細めてみると六呂師高原や法思寺山が見える。豊かな自然を小さな生き物達を通して理解することが出来れば嬉しいことはない。

遠く何億年前の遺伝子を受け継いできたトンボがいなくなるとすれば、化学肥料や農薬の影響よりも、たった1本の畦道と泥と土で作られた水路がなくなることによって絶滅する可能性のほうが高いのではないかと、無数に飛来するトンボたちと少しの時間を過ごして考えるようになった。「知っているだけでは理解できない事象」が自然界の中には無数に存在することを長男は理解できたのだろうか？今、自分が目にしていて事実の裏側を共に考えて、目を向け体験することで事実を理解することができれば……できれば……できれば、来年も同じ場所で子ども達と是非歩き回りたい。トンボと同じように複眼（でも、同じ物がたくさん見えるのではなく違う視点から様々なものを見ること出来る眼）が欲しいと思う。今回は、手を動かして触れて観て考えることの出来る学びの時間を提供してくれた「身近な水辺の自然探偵団」に感謝！

特集

耐久消費財のリサイクルを考える ～循環型社会の形成に向けて2～

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン。これらの電気機器を使うことなく一日を過ごすことは、今の私たちの生活ではまず考えられない。

こうした耐久消費財を古くなったからといって捨てるのではなく、『循環』のサイクルの中へ取りこむためのシステムが、ようやく動き始めた。



◆リサイクルの背景

循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法（ごみの発生抑制と適正なリサイクルや処分を確保）
	資源有効利用促進法（ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを促進）
	容器包装リサイクル法（容器包装のごみ発生抑制とリサイクルを促進）消費者の責務—容器包装ごみの排出抑制、分別等の努力
	家電リサイクル法（家電製品回収とリサイクルを促進）消費者の責務—家電の長期間使用による廃棄物の排出抑制、適正な引渡し、料金負担
	建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等を促進）発注者の責務—分別解体や建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用負担、再生材等の使用の努力
	食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等を促進）消費者の責務—食品の購入や調理方法の改善による食品廃棄物の発生抑制等の努力
	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達を推進）国民の責務—環境物品等の購入の努力

「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」……。

こうしたリサイクル関連の法律は、21世紀を間近に控えて制定されたが、これらを体系的に整理すると、下図のようになる。

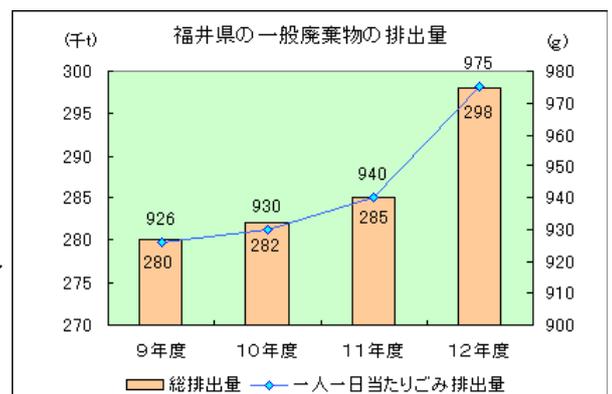
では、何故、この時期にこれらの法律が制定されたのであろうか。

20世紀は、科学技術が飛躍的に発展し、私たちの生活が便利で豊かになった時代である。

それは、地球上のありとあらゆる資源を利用して、そこから様々なものを作り出すことによって、成り立ってきた。

一方、作り出されたものには、ほとんどの場合、いつか壊れてしまったり、使えなくなってしまう時が来る。それでも、修理できるものは、修理して使い続け、いらなくなったものは必要な人に譲り渡して有効に使ってもらったりしていた時代があった。

しかしながら、ものが安く、大量に市場に氾濫し、新しい機能が付加された製品が次から次へと登場してくると、私たちはこれまで以上に気軽にものを購入し、そして、まだ使えるものでも、古くなったから、新機種を買ったからという、全く身勝手な理由で捨ててしまうようになった。



こうして、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムが回り始めた。このことが、今、最も切実な廃棄物をはじめとする環境問題の要因であることは、あらためて述べるまでもない。ごみの量が雪だるま式に増え、それに伴い最終処分場の残余容量は減り続け、このままでは、21世紀はごみに埋もれた生活になってしまうという切羽詰った状況になって、ようやくこうしたリサイクル関連の法律が制定された。放置しておけば事態は悪くなるばかりであり、これらの法律に基づき、早急にリサイクルを進めていく必要がある。

リサイクル料金(例)	
エアコン	3,500円
テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円
洗濯機	2,400円

◆家電リサイクル法の施行

一連のリサイクル関連法の中で、今年の4月から施行され、最も身近なのが、「特定家庭用機器再商品化法」、通称「家電リサイクル法」である。

この法律では、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの四種類の家電製品が対象。廃棄する際には、消費者が、各メーカーが対象品目ごとに決めたりサイクル料金と小売店が設定した収集運搬料金を支払い、小売店に引き渡すという仕組みである。

小売店には、過去に販売した同種の機器や買い替えの際に引取りを求められた同種の機器を引き取り、家電メーカーに引き渡す義務が課せられた。家電メーカーは、過去に製造・輸入した機器を引き取り、製品ごとに決められた率以上をリサイクルする義務を負う。こうして、不必要になった家電製品が、鉄、銅、アルミニウム、ガラスなどの資源として生まれ変わる。

環境省の調査では、家電リサイクル法施行後の7ヶ月間に、全国のリサイクル施設に搬入された家電リサイクル法対象4品目の合計は、約52万台。

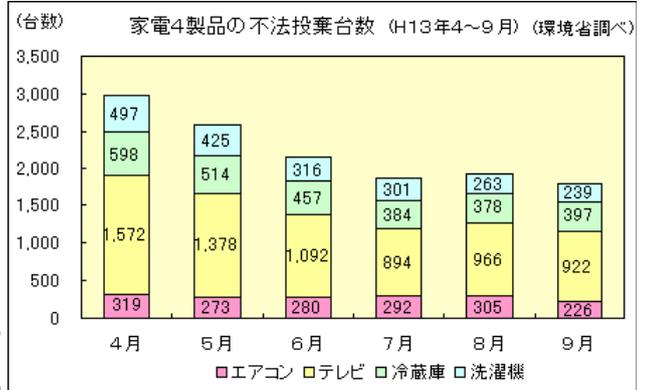
他方、家電リサイクル法の施行に伴い、憂慮されたのが、不法投棄。環境省がまとめた今年4月から9月までの不法投棄に関する調査(274自治体を対象)によると、昨年同時期に比べ、エアコンについては減少しているものの、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、いずれも増加している。特に、有料化がスタートした4月の不法投棄が、目立って多い。

本県で調査対象となった2自治体を見ると、台数はさほど多いというわけではないが、昨年同時期との比較では、残念ながら約60%増加している。

山間部だけではなく、大胆にも小売店の店先や、廃家電の保管場所に投棄していくケースもあるという。

懸念されていたとおり不法投棄が増えた背景には、家電リサイクル法のシステム、すなわち、製品の購入時ではなく、製品の廃棄時に、料金を徴収する仕組みがあると思われる。

家電製品の販売に影響が出るとの見方もあるが、不法投棄を防止する点からも、製品の購入時にリサイクル料金を徴収するシステムへの転換が望まれる。



◆リサイクル対象の広がり



次いでリサイクルの法制度に組み込まれそうなのが、自動車。

自動車は、鉄や非鉄金属等を多く使用していることから、現在でもリサイクル率は約75~80パーセントとかなり高い。

自動車リサイクル法では、この比率をさらに上げ、シュレッダーダストなどとしての埋立処分量を減らしていくこと、有害物質の使用量を減らしていくことなどが、検討されているようである。

しかし、自動車でも、やはり問題となってくるのが、不法投棄。

数年前まで、自動車は有償で引き取られていたが、金属の引き取り価格が下落したことなどから、廃棄する側が費用負担をして引き取ってもらわねばならなくなった。このことが、自動車の不法投棄の一因といわれている。

そこで、リサイクル料金を廃棄時に徴収することで結果的には不法投棄を誘発した家電リサイクル法の轍を踏まないよう、自動車のリサイクル費用は、購入時にユーザーが支払う、「前払い方式」の採用が濃厚である。

さらに、前払いに加えて、車両の抹消登録制度の見直しを行い、自動車の不法投棄を防止しようとしている。

もうひとつ、来年度あたりに導入されそうなのが、家庭用パソコンのリサイクル。

今年4月の「資源有効利用促進法」の改正で、企業などから廃棄されるパソコンについては、メーカーに回収・再資源化が義務付けられた。

これまでも、こうしたパソコンについては、メーカーが自主的に回収を進めていた経緯もあり、特に大きな問題もなくスムーズに制度が動いているようだ。

しかしながら、家庭用パソコンのリサイクルについては、既存のリサイクルの仕組みがないことやリサイクル費用を徴収する時期に関する問題などから、導入が先送りされた。

そのリサイクル費用の徴収については、自動車と同様、購入時に支払う方式となる可能性が高いが、業界団体には反対が強いようだ。

パソコンは、技術進歩が激しく、家電リサイクル法の対象品目や自動車などとは比較にならないほど早く旧式化してしまう。

その結果、機械としてはまだ作動するものの、性能の問題で使えないという状況が生まれており、こうしたことへの対応を考えていく必要がある。

◆わたしたちにできること

リサイクルの制度が作られ、いわば器が整った今、これを生かし循環型社会を形成していく責務は、メーカーだけでなく私たちにもある。

私たちの日常生活からは、多かれ少なかれ廃棄物が出る。それを、廃棄物のままにしておくか、資源として活かすことができるか、これを左右するのは、私たちの考え方である。

テレビや冷蔵庫、洗濯機、エアコン等々、これらを廃棄しようとするときには、修繕して使うことができないか、いま一度、考えて欲しい。

修繕できないと分かったら、リサイクルされることで、またどこかで役に立つよう、感謝の意をこめて、送り出してあげよう。

私たちの役に立ってくれたことを思えば、リサイクル費用を負担することは当たり前。リサイクルの費用が嫌ならば、自分たちの生活に本当に必要なものを吟味して購入し、かつ長く大事に使うこと。そういう努力をしないで、費用負担の義務だけを逃れたいというのは、許されない。

また、リサイクルシステムができあがれば、資源をどれだけ使い、どんなものをどれだけ作ろうとかまわない、そしてリサイクルシステムに載せて廃棄すれば、費用を負担しさえすれば、何をどれだけ捨ててもかまわないというのも、大きな間違い。

リサイクルは、資源やエネルギーの浪費の免罪符ではない。

「リデュース(減らす)・リユース(再び使う)・リサイクル(再生する)」、循環型社会を築いていくためには、リサイクルは優先順位で3番目の手段にすぎないことを、心にとめておいて欲しい。

●読者の窓

●今、地域の中で「環境」が取り上げられているが、環境問題の多くは自らの日常生活に原因があると思います。これからも環境との関わりについて勉強していき、行動したいと思います。(福井市 会社員 男)

●テレビのつけっぱなし、水の使いすぎ等のほか、環境問題を知り、物を大切にす気持ち、命、自然のものを大切にす気持ちを環境学習として学校が取り組むこと、本当にありがたいですね。我が家の横のブロック塀のところに、タバコの吸殻、空き缶が落ちているのを見て、車の運転手、子供に負けず環境を守ってねといいたくなります。(金津町 無職 女)

●武生「蔵の辻」取材してあり、うれしい思いです。みんなで協力して、町屋倶楽部ができて、私も出入りしています。環境問題に関心があり、消費者グループでも、かつて勉強しました。世の中が美しくなることを願っています。(武生市 主婦 女)

●環境学習が様々な所でさかんになっているのは、大変うれしいことです。シルバー世代への浸透が、今一歩なのでは？この地球の緑が、これ以上破壊されないことを祈ります。(南条町 主婦 女)

● 親子環境教室を開催しました

去る7月22日(日)、春江町の福井県児童科学館において、親子環境教室を開催しました。
今年は、子どもたちにごみの減量化やリサイクルの必要性、再生品の積極的な利用などについて考えてもらおうと「ペットボトルのリサイクル」をテーマに教室を開催し、午前と午後の2回で合計29組(66名)の親子が参加しました。
参加した親子は、はじめにペットボトルのリサイクルに関する話を聴いたり、ビデオでペットボトルがリサイクルされる工程を学んだりした後、実際にペットボトルからの綿づくりに挑戦しました。
フレーク状にしたペットボトルを溶かして、綿を作る作業では、なかなかペットボトルが溶けなかったり、逆に溶かしすぎて焦げてしまったりと、綿を作り出すまでに四苦八苦しながら、親子が協力して作業に取り組みました。
こうして、出来上がった綿を利用して、子どもたちは思い思いに、自分のオリジナルのマスコットを作りました。
ペットボトルはその手軽さから、年々生産量が増えており、分別収集・リサイクルへの取組みが進められていますが、まだ十分とは言えません。
ペットボトルを正しく分別し、回収ルートに載せることは、私たち消費者の当然の義務ですが、それ以前に、びんなどの代用品がある場合には、ペットボトルは買わないようにすること、そして、ペットボトルからリサイクルされた製品にも目を向けることが、リサイクルを進めていくためには大事なことです。



環境カレンダー申込み受付中!

1部 300円

「平成14年 環境カレンダー」(見開きA3版 月めくり)の申込みを受け付けています。企業の社員の方、もう1部ほしいなと思う会員の方、同僚やお友達、ぜひお申し込みください。

申込み方法 事務局へ直接お越しいただくか、電話またはFAX(送付先住所、氏名、電話番号、希望部数を記入してください)で申し込んでください。

支払方法 郵送ご希望の場合は、カレンダーに同封の振込用紙にて、代金を振り込んでください。(直接お越しいただいた場合は、その場でお支払いください)

申込み先 環境ふくい推進協議会事務局
(福井県福祉環境部環境政策課内)

TEL 0776-20-0301

FAX 0776-20-0634

数に限りがございますので、なくなり次第締め切ります。

第6回交流会

ふくいエコ・カレッジ

参加者募集

ご好評いただいております「ふくいエコ・カレッジ」の第6回を下記のとおり開催します。
参加を希望される方は、下記までお申し込みください。

日時:平成14年1月18日(金)18:45~20:45

場所:福井県国際交流会館 2階 第1会議室
(福井市宝永3丁目1-1)

テーマ:環境保全活動とパートナーシップ

福井工業高等専門学校名誉教授の津郷勇氏(丹南地域環境研究会前代表幹事)をコメンテーターに迎え、参加者の皆さんに意見交換や議論を交わしていただくための交流会を開催します。

定員:30名(ただし、定員になり次第締め切りますので、御了承ください。)

受講料:環境ふくい推進協議会会員は無料
(会員以外は500円)

申込み先:環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内)

電話 0776-20-0301

FAX 0776-20-0634

12月は

大気汚染防止推進月間

地球温暖化防止月間

アイドリングストップ運動推進月間

です。

いよいよ、冬の到来。家庭では暖房器具がかかせない季節になりましたが、家庭やオフィスでの暖房が、自動車の排気ガスとともに大気汚染の主因となっていることを知っていましたか?

また、自動車の排気ガスの中にも、そして暖房のために石油を燃やしたり電気を使ったりするときも、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が排出されます。

自動車も暖房器具も私たちの生活には必要なものです。

だからこそ、地球に負担がかからないように、アイドリングを止めたり、暖房の設定温度を1℃下げたり、私たちができることから取り組んでいくことが大切です。

環境ふくい推進協議会に入会しませんか

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。

環境問題に関心のある方、本紙『みんなのかんきょう』を毎月読みたい方、当協議会主催の講演等の情報を知りたい方は、ぜひ御入会ください。

《年会費》

個人会員:500円 企業会員:1口 10,000円(何口でも可) 団体会員:無料

《申込み先》

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内) TEL 0776-20-0301(直通)

**編集
後記**

◇とうとう、冬がやってきました。必要以上の暖房は極力控えているのですが、この季節には、どうしても電気代やガス代が跳ね上がってしまいます。環境への負荷を減らし、からだもお財布もあつたかく過ごせるよう、一工夫しなければ…(E)